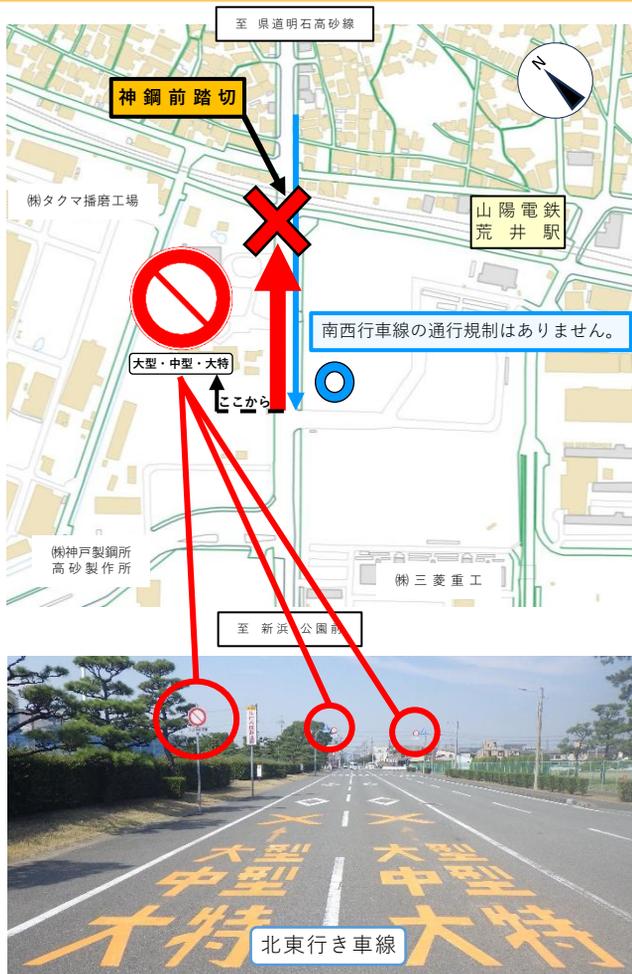


神鋼前踏切南側の中型車以上の通行止め規制について



過去に神鋼前踏切において、信号待ち停車中の中型貨物車が線路内まではみ出ていたことにより走行中の列車と衝突する重大事故が発生しました。

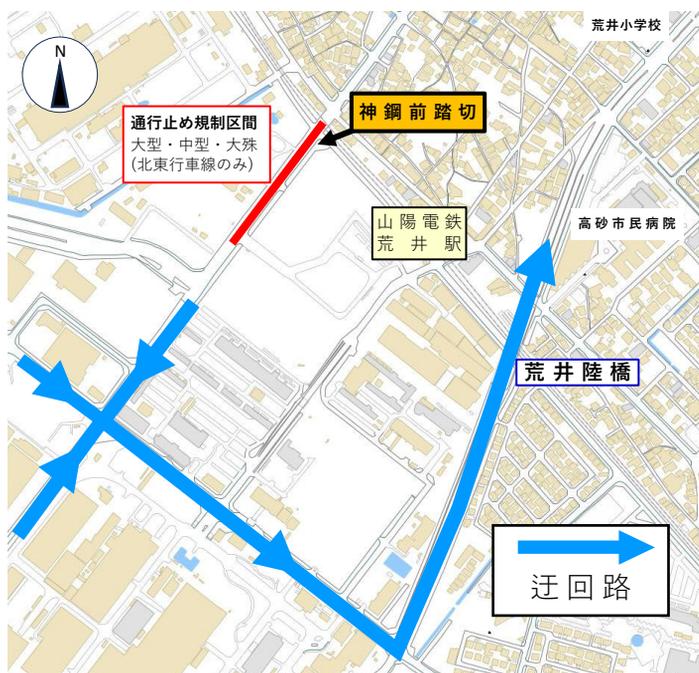
このため平成25年から**新浜地区から踏切方向（北東行車線）のみ中型・大型・大特車両の通行止め規制**を実施しています。

規制対象車両

【以下のいずれかを満たす車両は通行できません】

- ・ 最大積載量 **4,500kg以上**
- ・ 車両総重量 **7,500kg以上**
- ・ 乗車定員 **11人以上**
- ・ カタピラを有する自動車、ローラー等で小型特殊自動車以外のもの（**大型特殊**）

神鋼前踏切の迂回路について



神鋼前踏切を南西方向に通過した中型車以上の車両が高砂市北部方面に戻るには、山陽電鉄荒井駅東側の高砂市道「荒井陸橋」をご利用ください。

なお、重量物の運搬などの特殊車両通行許可申請についてはあらかじめ道路管理者の許可が必要となりますので、運転する車両に応じて必要な申請を行ってください。

重量物の運搬など、やむを得ず神鋼前踏切を通行しなければならない場合は、電車運行時間外に限り通行許可の可否を検討しますので、高砂警察署交通課までお問い合わせください。